

コープの
介護保険が新しくなり
加入しやすくなりました!

生協組合員と
ご家族の介護保障

更新
新タイプ

コープの 介護保険

医療保険基本特約・傷害保険特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険

告知に関する質問事項が
変わり、加入しやすく!!

団体契約で
15%割引
(これまでは10%)

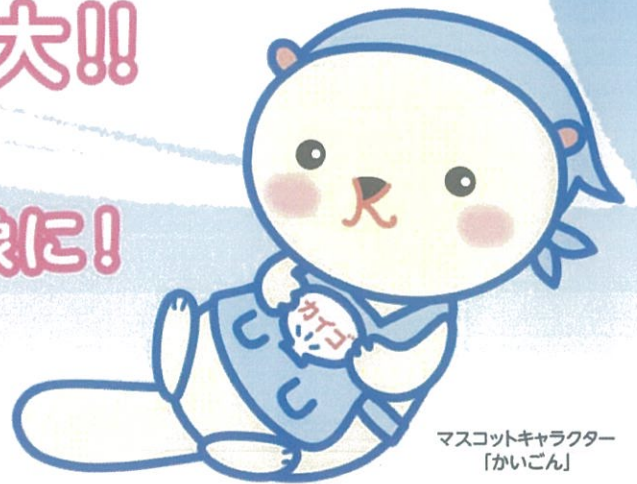
加入対象年齢が拡大!!
新規加入は
0~満79歳の方が対象に!

(継続は満89歳まで)

コープの介護保険に
ついての動画も
ご覧ください。



介護に対する備えが
必要な理由をアニ
メーションでわか
りやすく解説して
います!!



マスコットキャラクター
「かいごん」

700万円コース

介護一時金

●支払対象外日数/30日

介護一時金 **700万円**

傷害死亡保険金 **100万円** (天災危険補償特約セット)

満55~満59歳の方
1名加入の場合
月払保険料
1,240円

500万円コース

介護一時金

●支払対象外日数/30日

介護一時金 **500万円**

傷害死亡保険金 **100万円** (天災危険補償特約セット)

満55~満59歳の方
1名加入の場合
月払保険料
900円

お問い合わせはお気軽にどうぞ!

【取扱代理店】 ●●●●●●●●●●
〒000-0000 ●●●●●●●●●●

TEL.0000-000-000

◆引受保険会社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社 ●●支店 ●●支社
〒000-0000 ●●●●●●●●●●
TEL.000-000-0000

詳しくは
中面を
ご覧ください。



コース別保険料

※保険料は男女同額です。



マスコットキャラクター
「かいこん」

- 0～満79歳までの方が新規加入の対象です。
(満89歳まで継続可能です。)
- ※満80歳以上は300万円コース以下でのご加入となります。
- 保険期間は1年です。毎年1月1日更新です。

●5歳きざみで保険料が変わります。★

- 解約返戻金はありません。●団体割引15%を適用しています。
- お1人さま1コースの加入となり複数のコースへの加入はできません。
- ※保険開始日についてはP8のスケジュール一覧をご確認ください。

重要! ★5歳きざみで保険料が変わります。(0～39歳は変わりません)

例えば、500万円コースに59歳の時に加入すると月々900円のお支払いですが、誕生日を迎え60歳になった翌年1月1日時点から月々のお支払いは1,750円になります。

介護医療保険料控除対象

※傷害死亡保険金部分を除きます。(令和元年8月現在)

新規・継続で加入できるコース

継続のみ

被保険者満年齢

介護一時金700万円コース	
傷害死亡保険金100万円	天災危険補償特約セット
支払対象外日数30日	
月払保険料	
0～39歳	100円
40～44歳	160円
45～49歳	330円
50～54歳	610円
55～59歳	1,240円
60～64歳	2,430円
65～69歳	4,130円
70～74歳	8,720円
75～79歳	18,250円
80～84歳	—
85～89歳	—

介護一時金500万円コース	
傷害死亡保険金100万円	天災危険補償特約セット
支払対象外日数30日	
月払保険料	
0～39歳	90円
40～44歳	130円
45～49歳	250円
50～54歳	450円
55～59歳	900円
60～64歳	1,750円
65～69歳	2,960円
70～74歳	6,240円
75～79歳	13,050円
80～84歳	—
85～89歳	—

介護一時金300万円コース	
傷害死亡保険金100万円	天災危険補償特約セット
支払対象外日数30日	
月払保険料	
0～39歳	70円
40～44歳	90円
45～49歳	170円
50～54歳	290円
55～59歳	560円
60～64歳	1,070円
65～69歳	1,800円
70～74歳	3,760円
75～79歳	7,850円
80～84歳	15,750円
85～89歳	29,360円

介護一時金200万円コース	
傷害死亡保険金100万円	天災危険補償特約セット
支払対象外日数30日	
月払保険料	
0～39歳	60円
40～44歳	80円
45～49歳	130円
50～54歳	210円
55～59歳	390円
60～64歳	730円
65～69歳	1,210円
70～74歳	2,520円
75～79歳	5,250円
80～84歳	10,510円
85～89歳	19,590円

介護一時金100万円コース	
傷害死亡保険金100万円	天災危険補償特約セット
支払対象外日数30日	
月払保険料	
0～39歳	50円
40～44歳	60円
45～49歳	90円
50～54歳	130円
55～59歳	220円
60～64歳	390円
65～69歳	630円
70～74歳	1,280円
75～79歳	2,650円
80～84歳	5,280円
85～89歳	9,820円

♡ ご継続できるコース

- 介護一時金の額が同額または減額となるコースに新たな告知なしでご継続できます。
- 介護一時金の額が増額となるコースでのご継続の際には新たに告知が必要です。
- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。●年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。なお、コースの変更は更新時のみとなります。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

保険金をお支払いする場合

30日を超える場合にお支払対象に!
(従来は90日を超える場合)

保険期間中に、疾病や傷害などにより所定の要介護状態(公的介護保険制度における要介護2から5に相当)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合、所定の介護一時金をお支払いします。「公的介護保険の対象とならない40歳未満の方」「対象が16種類の特定疾病にかざられる公的介護保険の第2号被保険者(40～64歳の方)」についても、交通事故などをめすすべての要介護状態が対象となります。※公的介護保険の給付対象についてはP2をご参照ください。

公的介護保険制度における要介護状態とは?

要介護1	食事や排泄などはほとんど一人でできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。
要介護2	食事や排泄などに何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。洋服の着脱は何とかなる。
要介護3	食事や排泄などに一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などが一人でできない。入浴や洋服の着脱などに全面的な介助が必要。
要介護4	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、洋服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持などが一人でほとんどできない。
要介護5	食事や排泄が一人でできないなど、日常生活を送る能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。

介護費用平均

494.1万円



過去3年間に介護経験がある人に、どのくらいの期間介護を行ったのかを聞いたところ、**介護を行った期間**(現在介護を行っている人は、介護を始めてからの経過期間)は**平均54.5カ月**(4年7カ月)になりました。4年以上介護した割合も4割を超えています。また、**介護に要した費用**(公的介護保険サービスの自己負担費用を含む)は、住宅改造や介護用ベッドの購入などの一時費用の合計が**平均69万円**、**月々の費用が平均7.8万円**となっています。

69万円+(54.5ヶ月×7.8万円)=494.1万円

生命保険文化センター
「平成30年 生命保険に関する全国実態調査」を参考に作成

加入の方法

加入依頼書の提出

- 告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ、保管してください。
- 告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

毎月の締切日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険の開始日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の引き落とし

右のスケジュール一覧をご確認ください。登録された口座より引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者カードの送付

加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

契約継続時の取扱い

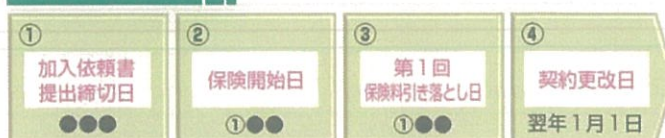
既加入者については、前年と同条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜（以下、「当社」といいます。）は、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①および②、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

- ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再

スケジュール一覧



【保険料の自動引き落としができなかった場合】

- 初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。
- 第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としできなかった場合は、最終保険料引落月の翌月1日に保険契約は失効となります。

【契約の変更や解約をしたい場合】

加入窓口までご連絡ください。

【生協を脱退する場合】

このコープの介護保険は生協組合員を対象とした制度のため、コープの介護保険も脱退の手続きをさせていただきます。

保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。募集文書掲載の取扱代理店または当社営業店までお問い合わせ願います。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返金金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

もう一度
ご確認ください。



お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店・引受保険会社 ●保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

●取扱代理店

●●●

〒000-0000 ●●

TEL 0000-000-000 : FAX 000-000-0000

（受付時間：平日の午前●時から午後●時まで）

●引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 ●●支店 ●●支社

〒000-0000 ●●

TEL 000-000-0000 : FAX 000-000-0000

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●お客さま告知相談窓口

ご加入をご検討される際の告知に関するご相談は
右記の電話番号までご連絡ください。

TEL: 0120-101-591

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日を除きます。）

※告知以外のご相談（補償内容、加入依頼書の記入の方法等）は、取扱代理店までご連絡ください。

●保険金請求に関するお問い合わせ窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または
右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

TEL: 0120-727-110 ◆受付時間 24時間365日

●損保ジャパン日本興亜への相談・苦情窓口

損保ジャパン日本興亜への相談・苦情に関しては下記のカスタマーセンターまでご連絡ください。

損保ジャパン日本興亜 カスタマーセンター: TEL: 0120-888-089

受付時間：平日 午前9時から午後8時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日までは休業）

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

<損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト> <https://www.sjnk.co.jp/>

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）

（受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始は休業。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>））

募集文書作成部署 団体・公務開発部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5401

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）で参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

●ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

●JNK149-00046 作成日：2019年9月24日